

インフルエンザ対応について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法施行規則第 19 条に基づき、欠席した日が出席停止となります。出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」です。

これにより、「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 2 日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。最低、発症した後 5 日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例 4、例 5 参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38 度以上の発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をして下さい。受診していない場合や、『学校感染症報告書』が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従って下さい。

※出席停止後に登校する際には『学校感染症報告書』の提出が必要です。受診した際に医師から受けた指示を、保護者が記入・押印していただくものです。本校ホームページからダウンロード可能です。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 5	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。